令和3年度第1回権利擁護専門部会

- 1. 日時 令和3年7月26日(月) 午後1時30分から
- 2. 会場 千葉県庁 本庁舎 5 階 大会議室

3. 出席者

(1) 委員(19名中15名出席)

蒲田委員(部会長) 渋沢委員(副部会長) 五十嵐委員 稲阪委員 植野委員 北川委員 酒井委員 坂本委員 佐久間(水)委員 佐藤委員 白井委員 高木委員 滑川 委員 濱本委員 村山委員 吉井委員

(2) 県

大野障害者福祉推進課長 原見障害福祉事業課長 対馬共生社会推進室長 他

4. 議題

- 1. 開 会
- 2. 議 題
 - (1) 正・副部会長選任
 - (2) 第六次千葉県障害者計画の進捗状況について
 - (3) 千葉県障害者計画の推進体制等について
 - (4) 令和3年度重点事業について
 - (5) 障害者虐待通報等の状況について
 - (6) 使用者による障害者虐待の状況等について
 - (7) 令和3年度障害者虐待防止・権利擁護研修について
 - (8) その他
- 3. 閉 会

5. 議事における意見及び質疑応答

議題(1)正・副部会長選任

【事務局】

正・副部会長の選任について、御意見ありますでしょうか。

【白井委員】

蒲田委員を部会長に、渋沢委員を副部会長に推薦したい。

【事務局】

只今、白井委員より正部会長に蒲田委員を、副部会長に渋沢委員を推薦する御意見が上がりましたが、御異論ありますでしょうか。(異議なし)

それでは、蒲田委員、渋沢委員、御承諾いただけますでしょうか。部会長に蒲田委員が、 副部会長に渋沢委員が選任されました。お手数ですが、蒲田委員、渋沢委員におかれましては、部会長席、副部会長席にお移りください。それでは、蒲田部会長と渋沢副部会長に 一言ずつ、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

【蒲田部会長】

部会長に選任いただきました蒲田です。引続きで恐縮ですが、努力したいと思います。 よろしくお願いします。

【渋沢副部会長】

私でよければ副部会長を務めさせていただきます。昨年度は一度も対面で開催できなかったので、今年度は最初に顔合わせの第1回会議を開催出来てよかったです。よろしくお願いします。

議題(2)第六次千葉県障害者計画の進捗状況について

【植野委員】

資料1-3の3-6-(9)というところ。数年前から視覚障害、聴覚障害の情報提供施設に関与するという書きぶりになっているが、これについては厚労省では数年前から大変な時は加算と言う制度を設けて、1名加算というところもあった。しかし、財務関係か

もしれないが、千葉県はどういう訳か実現していない。全国的には規模の大きい自治体に は加算が実現しているという現状のなか、千葉県の場合は人口が630万人ほどいる中で なぜ加算が認められないのか、何か御事情があれば御教授頂きたいと思う。

【事務局】

御質問頂いた件については例年千葉県聴覚障害者協会より加算について御要望を頂いているところである。障害者福祉推進課としても当初予算要求に盛り込む等してきたが、予算面の折衝が上手くいっていないというところで、いまだ加算ができていないという現状である。また、本県としては今後も全国の都道府県の状況を研究してまいりたいと考えているので、御理解御協力よろしくお願いしたい。

【植野委員】

一つ知っていただきたいことは、民設民営の情報提供施設、視覚障害と聴覚障害両方 やっているのは全国で千葉だけという非常にレアケースである。それだけ頑張っていると いう状況を御理解いただきたい。

【藤尾委員】

まずは資料1-2の一番上の、共生社会という意味を知っている県民の割合の抽出方法を教えていただきたいなと思う。あまりこの42パーセントというのを肌感覚では信用していない。また、この条例を広報する項目があるが、これは進めるに当たってどのような工夫をしてきたのかなという部分を少し知りたい。パーセンテージを取るだけじゃなくて、増やすためにどのような工夫をされてきたのかを教えていただきたい。

それと先ほどE評価として挙げられた地域の相談員が各圏域にいらっしゃるという話だったが、一体この地域の相談員がどれくらい活動しているのか。さらに言えば、皆さん自分が地域の相談員だと御存じなのかなと少し疑問に感じている。私も就労分野で相談員になっていて、最初に案内があったが、それ以降継続しているのかどうか自信がない。そういう方が県内でかなりの数いらっしゃるのではないかと思う。一年間相談がないというのはざらで、人によっては相談員になってから一度も相談が無いという方もいらっしゃると思う。本当にこの方法でこれからも進めていくのかというところを、もう一度御検討いただいたほうがいいのではないかと考えている。

【事務局】

まず資料1-2の共生社会について知っている県民の割合だが、これについては県で行っている県政世論調査というもので調査した。定期的に行っており、その数字を掲載している。

地域相談員については多くの方になっていただいているがために、そのように相談が 入らない地域相談員もいらっしゃるということは認識している。本来であれば広域専門指 導員が地域相談員の方を集めて、研修を行い、そこで対面でコミュニケーションを取る機 会があるのだが、昨年度は新型コロナウイルスの関係でその研修も中止となってしまった。 そのような状況のなかで、地域相談員の皆様にも活躍していただく場として広域専門指導 員同士の研修の場でも周知啓発活動等について計画していたのだが、それも新型コロナの 影響で行うことが難しい状況であった。今回頂いた御意見を参考にしつつ、今後も引続き 検討していきたい。

【藤尾委員】

なぜ検討していただきたいのかと言うと、今の社会と条例ができた時の社会が全然違うからである。当時はこの人たちが、地域で誰も拾えなかった声を拾うということで地域相談員として任命されていると思う。その当時と今を全く同じに考えて進めていくというのはナンセンスだと考えていて、あの頃よりも差別や虐待について周知されている中で、より高度な専門性の高い少人数の方が効果的だと思う。今後の在り方について検討していただきたいと思う。

【滑川委員】

今、藤尾委員からの意見と併せて確認させていただきたいのだが、実は私は条例できたときに障害福祉課で仕事をしていた。この権利部会で2年前にも同じような意見を言わせていただいたかと記憶しているが、地域相談員が委嘱替えの時期ではないから未達成だったとなっているが、地域相談員は二年任期であっても途中で増やしていくということが可能で、本当に必要であったら任期の途中でも増やしていくという主旨だと思う。このような書きぶりだと、委嘱の時期でないと新たに相談員を委嘱しないよという風にも受け取れるため、やはり必要な相談員というのは、発掘していくという努力を引き続き行っていただきたい。

【渋沢委員】

私も相談員になっていて、先日委嘱状を貰ったので相談員と認識しているが、やはり 当時と一番違うのは、条例の後に法律が制定されているということ。市町村が障害者差別 に関する相談業務をすることになっている中で、県と市町村の連携不足を感じる。そのよ うなところを工夫すべきだと思う。

また、資料の3-7のところに障害者差別解消地域協議会が44自治体で設置されていると書いてあるが、私の地元もあまり上手くいっていないような感じもしていることも含めて、件数よりも情報交換の場が必要ではないかと思う。条例の指導員の方が市町村間の情報交換については仲立ちしていけるのではないかなと思った。

併せて、資料の3-4の虐待防止アドバイザーについて質問である。私も知らない間に 虐待防止アドバイザーになっているようなのだが、これは誰がアドバイザーになっている かというような名簿はあるのか。教えていただきたい。

【事務局】

アドバイザー派遣については、平成24年に虐待防止アドバイザー派遣事業というものが始まり、当初には名簿があったが、その後は権利擁護専門部会の委員の方や、国の研修に参加した方など、日頃から権利擁護に関してお世話になっている方を県の職員が推薦してアドバイザーとして派遣しているという状況である。現状では名簿等はなく、その都度適任者を派遣しているという形になっている。

【吉井委員】

資料1-2を総括したものが資料1-1ということだと思う。数値目標の結果が下がっているということについて、新型コロナウイルスの影響を受けているということが1-2には記されているが、1-1にはそのことが記されていない。コロナの影響というところを1-1のどこかに載せて、結果としてこのようなことをやったという根拠づけは必要だと思う。御検討よろしくお願いしたい。

議題(3)千葉県障害者計画の推進体制等について

【藤尾委員】

PDCA を回すという御説明であったが、見直しがどこに反映されるのかがよく分からなかった。七次計画に関しては我々が殆ど関れない、つまり部会が開かれない中で終わってしまい、計画が完成してしまったような感じがする。今後七次計画の進捗を確認する際にもそもそもこれはどうなんだろうなという意見は必ず出てくると思う。PDCA を回すのであれば、この冊子を作り直すのは無理だとしても。実際に進めてみて、この目標では無理なのではないかという意見が出てきた際に、場合によっては柔軟に八次計画に取り掛かる前に何かできないかという事態になると思う。そのような事態も想定しこの PDCA サイクルを回していくということであれば、七次計画の進捗の中に何か反映できるものを用意することが可能なのかどうかということを検討していただきたく、発言させていただいた。

【事務局】

昨年度は当権利擁護専門部会においては新型コロナウイルス感染症の関係から書面会議のみという形となってしまった。大変申し訳ありませんでした。藤尾委員の仰っているとおり、七次計画において変更が必要になるものもあるのではないかという御意見は色々な方から伺っているところである。実際に昨年度は一回しか部会を開けていない、それから新型コロナウイルスの影響も未確定という中で計画を作っているという状況もある。今年度、来年度と進捗管理を行う中で数値目標または内容が適切であるかどうかの議論を進める必要はあると考えている。どのように具体的に進めていくかという部分は、数字的なもの内容的なもの、どの程度でてくるかというところがまだ不明瞭であるため、今後そのような状況がある場合は皆さんに御意見を伺いながら、柔軟な形で対応したい。

議題(4)令和3年度重点事業について

【渋沢委員】

まず冊子になっている計画を見ると、施策の方向性が2ページ目から主要な施策として 8個、1番から8番まで出ています。この主要な施策1つずつに部会があって、我々の 権利擁護専門部会で担当するのは3番目の権利を擁護する取組の推進ということになって いるという理解でいいのか。そうだとすると、7番目と8番目の主要施策については専門 部会は無いということか。

【事務局】

権利擁護専門部会において進捗管理等を議論していただくのは、渋沢副部会長の仰るとおり七次計画の49ページから61ページの障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進を中心に行っていただくものである。障害者計画の中の7番目の障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実、8番目の様々な視点から取り組むべき事項、については専門部会としては主に入所地域生活支援専門部会のほうで議論していただいているところである。中には他の部会に関係するものもあると思いますので、それについては御意見伺いながら各専門部会に御連絡を差し上げたい。

【渋沢委員】

1つ目の差別をなくす取組のところと、2つ目の虐待のところで市町村との連携ということを書いてあるが、市町村に配慮を促すよりも、市町村との連携協力といったことができないかなと考えている。

2つ目の意見だが、虐待に関連して市町村職員の資質向上と資料に書いてある。虐待について一次的に対応するのは市町村の職員の方だが、現状大丈夫なのかなという不安がある。しっかりと市町村の職員が対応できているのか。危機感を持っているので、具体的な取組もより力を入れてやっていただきたい。

権利擁護の部分だと IT のことが書いてあるが、特に昨年度のコロナの影響で zoom 等で 研修ができるようになってきて、聴覚に障害のある人がどのように zoom を使われている のかなとか、どのような配慮が必要なのかなとか気になることはあるのだが、そのような ことも含めて、障害のある方の中には情報機器に慣れていない方もいらっしゃるので、そ

ういう方に向けての取組というのは、今の時期にしていく必要があるのではないかなと思 う。

また、成年後見のことが本文の中に少し書かれているが、多くの市町村で成年後見の利用促進に関する取組、中核機関を作ることなどが始まっている中で、もう少し強化の軸を上げていく必要があるのではないかと思う。

あと言いたいことが2つくらいあるのだが、1つはひきこもりのところ。障害者計画の中でひきこもりについて記載があるが、今年度市町村に対してひきこもりの相談窓口どこでやるかというような調査されているというようなことも伺っているが、市町村はひきこもりの担当課が未定というところが非常に多く、私の地元の市町村もあたふたしているところが多い。調査した後は有効に市町村が使っていけるような手立てをお願いしたい。それと、矯正施設からの出所者等に対する支援の推進という部分について。昨年度まで千葉県が国の法務省のモデル事業受けて出所者の支援をしていたのが、今年度から健康福祉指導課が千葉県単独の事業で継続してやれるようになっているので、それもどこかに入れ込んでいただけるといいのかなと思う。

【事務局】

まず障害者差別の件で市町村との連携ですが、県の広域専門指導員が県内16圏域に配置されている。この広域専門問指導員が市町村から差別事案の相談を受けたり、一緒に差別事案について関わっていったりという形で市町村との連携をこれまでも行っている。これからもそのような形で進めていきたいと考えている。

成年後見や出所者の関係については、健康福祉指導課の方で担当しているものだが、 成年後見については今回お話があった旨を健康福祉指導課に伝えて、どのような取組が 可能でどのような強化ができるかを検討していきたいと思う。

【植野委員】

3つほど質問させていただきたい。

まず、重点事業の1つ目、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 に関わる内容について。全体的に資料を拝見すると差別よりも虐待に重きを置いているように見える。障害者差別に関する議論が少ししぼんでしまっているような、広域専門指導員、地域相談員という名称はあるが、どこか見えづらいように感じる。実際に各市町村に

おいて地域協議会が開かれているが、状況を見るとほとんど自立支援協議会の報告がなく、 差別の事案も少なくて困っているという市町村からの報告もある。各市町村の自立支援協 議会との障害者差別の議論があったかどうかについて情報収集したかどうかお伺いしたい。 聴覚障害者の立場から申し上げますと非常に戸惑いがある。市町村の障害者差別について 専門的に分かっているエキスパートという方が本当にいるかどうかということ自体がよく わからない。広域専門指導員や地位相談員は県レベルの方ということになると、ろう者と してはそれぞれ混乱があるので、情報を集めて分析をお願いしたい。

2つ目、資料3つ目の3パラ目。手話通訳や要約筆記に関する記述があるが、こちらの障害者計画の冊子の方では60ページの⑥のところになる。市町村を超えての手話通訳、要約筆記の派遣、夜間緊急等における市町村との連携という記載がある。これは以前からお願いしていることで記述していただいたと思うが、具体的にどのように進めていくかということについて伺いたい。実際に千葉市においては、すでに24時間体制で緊急夜間を当センターとしてもやっているが、他の各市町村との連携が見えないというということで困っていると千葉市からも言われている。各市町村が共有できるシステムを作ってほしいということで、県にも申し入れしたと聞いているが、千葉県内のネットワークが緊急夜間についても作れないか検討していただきたい。手話通訳の要請はあるが、各市に設置しているようなコーディネーターも含めての研修・情報交換等が中々反映できていない。今後市町村間の連携をどのように構築していくかということもやはり議論していただければと思うが、事務局はどうお考えか。

それから3つ目、手話通訳のことに関してである。今コロナ禍で先ほどお話しありましたように Zoom 等の会議で遠隔手話サービスを使ったものが出てきている。スカイプなど、実際に始まっているところもあるが、個人情報の漏洩という部分で問題があると各地で聞いている。各市町村にとって考え方はバラバラという中で、市町村の判断ということでそういった手法を選択することになると思うが、やはり当事者にとっては使いやすいというところも大切であるので、使い勝手と安全性とを確認していただきたい。

【事務局】

障害者差別解消地域協議会については県から市町村に対して年に1回照会をかけているが、大まかな内容しか伺っていない状況。先ほど植野委員が仰られたような市町村職員の対応や、スペシャリストの方がいらっしゃるかどうかについても今後の照会の参考にさ

せていただければと思う。

2点目の緊急時の市町村を超えた手話通訳派遣について、千葉市からも県に申し入れがあったということですが、担当レベルでは確認が取れていないため、取り急ぎ千葉市に連絡を取らせていただきたい。今後県としてどのように進めていくのかというところについては、計画の記載に基づき、千葉市の方はすでにシステムが構築されていることと存じ上げているので、千葉市以外の市町村について、状況の把握や意見交換という形で進めさせていただければと考えている。

また、3点目、Zoomやスカイプ等の情報セキュリティの面での不安があるということで、遠隔手話サービスの統一的な導入というところの御意見と認識している。厚生労働省のほうが主体的に進めている事業は昨年度あったが、今年度についてもそのあたりの状況等について、頂きました御意見を踏まえ、継続的に課内での検討とさせていただきたい。

【植野委員】

有難うございます。地域協議会に関しては、各市の差別事案の件数等もぜひお願いしたいと思う。

2つ目の千葉市の状況だが、千葉市の場合は他の市の聴覚障害者が千葉市に来ても費用の面は協力するとのこと、しかし千葉市に住んでいる聴覚障害者が他の市に行った際に協力してくれるのかというところが全く確約はできないということで、困っているという報告であった。県には2~3年前に御相談されたと思うので、改めて御検討をお願いしたい。

【坂本委員】

虐待防止アドバイザー派遣のことで私のいる市川市で困っているという話を聞くので、今日この場で話をさせていただきたい。市川市は虐待防止については障害者支援課の中に担当されている職員の方が二名と、基幹相談支援センターに虐待防止センターを置いていて、そこで担当されている方が二名いらっしゃる。近年割と件数が挙がってきている状況で、障害者支援課の虐待の方も虐待防止センターの方もとても高いスキルをお持ちなのだが、同じ圏域の中だとなかなか相談に乗りにくいという話があった。絶対に虐待であるはずなのだが、背景等を色々考えると大変苦慮しているとのこと。そのようなときに虐待防

止アドバイザーや県に上手く相談できればいいなと考えている。虐待防止アドバイザーはすぐに研修等をやりましょうという話になることが多いが、そのような協力体制ではなく、ある意味 PDCA サイクルのように一つの事案について虐待防止アドバイザーが検証したり改善計画を立てたりして、その計画がどのように進んでいったのかというところまで関わっていただけると有難い。今回重点目標に虐待防止アドバイザーの派遣についても記載されているが、もう少し派遣の仕方であったりとか、派遣した後にどのように関わっていくのかであったりとか、そのようなことも盛り込んでいただきたい。

【事務局】

確かに市川市の障害者支援課の方とは日頃からよく通報の段階で県にも相談がある状況である。アドバイザー派遣については仰るとおりで、実際に虐待の事実があるような施設に対しては、研修という形ではなく、どのようなところが問題なのかというところを詰めて派遣することで効果が表れてくると考えている。事案ごとに適切なアドバイスができるような体制構築について検討したい。また、市町村間の情報交換については、昨年度はコロナの影響もあり、情報交換を行う場を設定できなかったが、今年度は市町村向けの研修等で担当者レベルの方々が情報交換できるような内容を盛り込んでいければと考えている。

【渋沢委員】

高齢者の虐待のほうだと社会福祉士会が業務委託いただいており、市町村から依頼を受けると会員の中で見識ある人が具体的なケース会議に伺う等、この人がこの案件と付き合うというような形で進めており、好評をいただいている。県のほうでも似たような形で進めていくのもよいのではないか。

【濵本委員】

昨年度、虐待防止アドバイザー派遣の依頼があって出向いた。今年度ももしかしたら 市川の事案かもしれないが、派遣の話を頂いているところである。障害福祉事業課虐待 防止対策班のほうで施設や法人で困っていることを把握した上で連絡を頂き、私のほうで も現場の職員の皆様が何に困っているのかということを事前にアンケートさせてもらって いる。その結果を基に研修の組み立てや、派遣回数等について検討し、当日お話に伺って いるという次第である。

【佐久間委員】

先ほど坂本委員が仰られていたような事案について。障害者虐待の事案については直接 市町村から私の方に相談もよくある。その際には、ある程度のお答えはしているつもりで ある。ただ、市町村の職員の方や虐待防止センターの方からの御相談というのはリアルタ イムの事案のスーパーバイズで、どこに注意したらよいかという話であるため、絶対に落 としてはいけないというポイントに絞ってアドバイスを差し上げている。

また、虐待対応は緊急性を要するため、すぐに対応しなければいけない場合もある。高齢者虐待防止法の専門職対応チームもあるが、様々な手続きに時間がかかって中々進まないうちに、現場対応が終了してしまうということもある。虐待の対応は通報から最初の1週間や2週間が勝負であると思うので、アドバイザーの方々の覚悟がないとなかなか難しいと思っている。施設のアドバイザー派遣と市町村の虐待防止センターへのアドバイザー派遣は色々と違うと思うが、市町村としてどのように対応していくのかという部分は、アドバイザーとして派遣される者は、絶対に行かなければならないという使命を持ってきちんと対応できる人材を育てていかなければいけないと思う。

【滑川委員】

参考までにお話ししたい。私が東京都のある区で虐待防止アドバイザーをしていたときに、実際には今起きている虐待ではなくて、3カ月に一回定期的に自分が今まで対応した虐待の全ケース継続状況を確認していくということをしていた。一時保護等だけで終わりではないので、しっかりと終結するまでは全ケース相談センター内で課長やアドバイザーが集まって進捗を確認するというところに、アドバイザーの役割も必要ではないかなと思う。

【五十嵐委員】

障害者条例の周知について発言したい。藤尾委員から意見のあった通り本当にこのパーセントを信じられるのかどうかという部分について、おそらく毎回同じような話になると思う。それがとても不毛だと感じていて、もう少し違う観点での達成度というのを図れないかなと考えている。本当に突拍子もない事なのかもしれないが、例えば県でも千葉県

観光検定みたいなのとかあると思うのだが、似たような検定を作ってみて、それを小学生レベルのクラスや中学生レベルのクラス等、レベル別で設定するというのはどうだろうか。私は小学校等に呼ばれて話をすることもあるのだが、実際に先生方がどの程度権利擁護について知っているのかという部分について疑問を持っている。実感としては先生方が子どもにしっかりと伝えることができないから、私が話をして「いいお話しでしたね」で終わってしまっているなという気持ちがある。もし検定等を実施できれば、一般の方々を共生社会というものをどう理解しているのかということも見えてくる。各設問の正解率などからもっと深く共生社会を推進するための施策について考えていけるのではないかと思う。つまり、数値目標だけではないやり方もあるだろうし、上手くやれば福祉教育等に役立っていくのではないかという意見である。

議題(5)障害者虐待通報等の状況について

【渋沢委員】

4-3の資料について、以前は市町村毎に掲載していただいていたと思う。虐待に対応するのは市町村毎なので、市町村毎の数字が知りたい。

【事務局】

今回は市町村からの承諾が得られなかったため、このような圏域ごとの数字とした。 市町村に了承を得て、次回の資料に反映したい。

【村山委員】

育成会という立場で発言すると、資料4-2で福祉施設従事者によるというところと、 ③の被虐待者の障害種別というところで圧倒的に知的障害が多いのが気になった。どの 年代でも知的障害が多いので、虐待防止アドバイザー派遣の件や色々な研修も同様だが、 やはり知的障害者理解が重要だと思う。この知的障害分野で一定の理解と支援の質を上げ るということは絶対に欠かせない。皆様も重々承知のことだと思うが、以前からずっと 多いわけであるから、知的障害の方に対する虐待防止の取組ということを重点施策に上げ てもいいのではないかと思う。今回の第七次に取り入れることが難しいのであれば、次回 の計画ではしっかりと書いていただきたい。これは県だけの問題ではなくて、それぞれの 市町村の取組が大事だと思うが、そこへのお力添えもぜひお願いしたい。

併せて、虐待の累計のところで性的虐待のところがそんなに多くないが、それでもずっとある発生しているということは消えない事実である。性的虐待は起きてしまった後の救済に関しては一番厳しいところだと思う。被害に遭った方は一生抱えてしまう。やはり起きないようにするということを重点施策に取り組んでいただきたい。やはり学校での被害も変わらずあるため、ぜひ教育委員会とも連携して組み込んでいただければと思う。

議題(6)使用者による障害者虐待の状況等について

【植野委員】

虐待等における御報告について、ジョブコーチとの因果関係が分かれば教えていただきたい。ジョブコーチが無いなかでこのような虐待が起こっているのか、あるいはそういった支援がある中でも起こっているのか。どういった状況なのかを教えていただきたい。

【北川委員】

因果関係までは把握していないので、お答えできない。

【植野委員】

後日でも結構なので、お分かりになりましたらよろしくお願いしたい。

議題(7)令和3年度障害者虐待防止・権利擁護研修について

【佐久間委員】

今、事務局から説明のあったとおり、今後進めていくことになると思う。補足だが、 5月27日の市町村研修では、内容を障害福祉事業課と相談の上で、障害特性について 私の方から話をした。本人から相談を受ける・通報を受けるという段階において、なぜそ のような言い方をするのだろうとか、特性に応じて対応は全然違ってくると思われるため、 間接的に係わる職員がどのようにその問題と向き合うかという視点を持って研修のプログ ラムを立てたつもりである。

施設の従事者等については、昨年に濵本委員と私の方で講師をやらせていただいた。 youtube でやるというのは中々大変だけれども、逆にいつでも見られるということで、 ある程度好評だったということもあり、今後も続けていくのではないかと思っている。

先ほどお話がありましたように大人と子どもを分けるというのは3~4年前から御要望があったので、こういう形でプログラムを組んでくださったのだと思う。

相談支援は、どちらに入れるのでしょうか?

【事務局】

そちらに関しては実際に施設で担当している方を受講していただければと考えている。

【佐久間委員】

このような状況では研修をしていくことは難しいのですけれども、やはり今日からできること・明日からできることを中心にやっていかないと、技術というかスキルというものは繋いではいけないと思うので、頑張っていきたい。

【藤尾委員】

先程五十嵐委員から共生社会の話が出たが、まさにその通りだと思う。共生社会を知っているの次はどうするのかという部分をすごく聞きたかった。ちょうど北川委員から労働局の発表の中で、使用者の虐待が元年度減ったという話があったが、障害を持っていても働く人は増え続けている。令和2年度になって何十年かぶりに減ったのですが、ここまで右肩上がりに人は増えている。それなのに虐待が減った理由を考えてみると、おそらく雇用企業の中で研修を受けたりとか、企業側もリスクマネジメントをする中で能動的に取り組む流れがあると思う。その中で、知っている人はどのようなことが虐待に当たるのかということを今まで障害のある方と関わったことのない企業の担当の方が、研修を受けて素直に実行しているはず。つまり共生社会という言葉を知っているところで止めるのではなくて、どうやって皆で生活していったらどうかというところ、やはり一般の県民向けにもっと力を入れてやっていかなければいけないので、ぜひ御検討をお願いしたい。

【髙木委員】

計画の例えば資料1-2で達成状況のところで成果の状況とあるが、これ見ると成果の 状況ではなく項目の取組の状況になっている。成果の状況を示すのであれば、今お話があ ったように計画を推進することで対象となるものがどのように変わったか、社会課題が どう変わったかというようなものを一言お示しいただければ、評価の際に指標になるのか なと思う。